

王欣新 (中国人民大学 教授)

一、韓国の論文についてのコメント

まず、各国の倒産立法と司法の差異、および社会、経済、文化背景の差異のため、異なる国の具体的な制度について同じ理解を達成した上、正確に比較していくのが難しいことがあります。倒産制度に関して、各国は特に、多様性に開かれる姿勢で、創造性を発揮しつつ、会社更生制度を発展させるため、より把握しにくいです。翻訳作業の曖昧さに加え、外国学者の論文についてコメントをつける際に、わたくしは、しばしば、力の限界を感じます。そのため、わたくしは、中国の関連法制度と実践と比較しつつ、理解した上、個人の観点を述べるのにとどまることにしたいと思います。もし適切でない、あるいは正確でない箇所がありましたら、ご指摘お願いいたします。

1、韓国の論文は、会社更生手続において M&A、つまり、企業の合併と買収方法の利用について言及しています。中国語の文脈において、いわゆる合併と買収とは、広い意味で、企業株式の買収、更生企業に対する合併および更生企業に対する営業譲渡、資産売却等の内容が含まれます。この点は韓国の論文で想定する範囲とほぼ同じです。仮に中国の会社更生手続の中で会社更生方法および措置についての分類を対照し、とくに企業の法人格が保たれるか否かの視点から分析するのであれば、それを存続型会社更生と売却型会社更生といった二種類に分類できます。更生企業に対する吸収合併および全部の営業譲渡、資産売却等の措置は、原債務者企業が、継続的に経営活動を行う条件、たとえば、財産基礎等を失い、よって企業登録を取り消すようにするため、売却型更生に属します。もちろん、債務者企業に対する措置が継続的な経営活動を影響しない営業譲渡、資産売却は、法人格を保たせるため、存続型更生に属します。

私個人の理解としては（正確かは存じませんが）、韓国の論文を見る限り、韓国では存続型更生と売却型更生両方とも適用され、論文の触れている状況からすると、この二種類の更生モデルは混合する形で適用され、かつ、形式的に、厳格な区分がされていませんが、やはり存続型更生であるかのように見えます。多様なモデルからなる更生方法を十分に利用することで更生法制を整備するといった目的は、各国が絶えずに研究、検討するテーマであり、中国も同じような問題に直面しています。

中国が習慣として受け入れているのは、存続型更生であり、更生を通じ債務者企業が存続するようにすることは、伝統の観念に合致します。しかし、時代の発展につれ、更生の観念も転換する必要があります。皆様をご存知のように、更生の目的は、企業を救済することですが、しかし、企業の救済とは何でしょうか。我々が救済しようとするのは企業のどのような社会機能でしょうか。何が社会の最ももとめる会社更生措置でしょうか。正確な観念を

確立することは、更生制度の整備にかかわる実質的目的を正確に理解し、更生制度が重要な役割をはたすように発揮させることにつながります。いわゆる企業の救済とは、主に、企業が経営している社会経済事業およびその営業に関する社会資源を救済し、企業の破産により生じる連鎖的な社会問題を解決し、企業が破産清算に陥ることにより生じたいろいろな副効果を回避し、同時に債権者が清算より割合多くの弁済を受けるようにすることをさします。これによると、企業の救済は、債務者企業の存続のような方法のみに限るのではなく、法人格を保たせるのでもありません。それが企業の事業更生に不利な大きな負担になるときはとくにそうです。更生の実質的作用は、形式主義的に債務者企業自身の存続を保持するのではなく、債務者の経営している事業を救済することです。特に中国で、一部の企業からすれば、存続型更生は、国の実際状況と立法のため生じた一定の法的問題に直面しています。たとえば、存続型更生において債権者が破産清算と更生配分について観念的に計算するため生ずる論議をいかに避けるか、更生計画の執行期間が長すぎるため生じうる市場リスクと経営リスクをいかに避けるか、更生計画表決以前に、債権の届け出を怠る債権者が更生計画執行完了後に債権の届出を補うため生じる弁償リスクをいかに避けるか、更生計画の中で債務者の債務の軽減により収益するため起こる税の徴収をいかに避けるか、行政罰金または刑事罰金等、公法債権を更生計画執行完了後に継続して徴収する問題をいかに避けるか、債務者企業の株主の所持する株式が抵当または差し押さえのため新たな戦略投資者に譲渡できない問題をいかに避けるか等が挙げられます。もちろん、存続型更生と売却型更生はそれぞれの適用対象を持っており、企業の具体状況を考慮せずに、ある側面のメリットとデメリットを一方向的に強調するのは不適切です。

2、更生モデルについての韓国の柔軟な利用を鑑み、実践的問題をよりうまく解決すべきです。我々にとって参照に値する韓国の経験として、主に、次のようなものがあります。すなわち、多様な更生モデルと P-Plan の方法を結合し、総合的に運用すること、更生計画許可以前と許可以降に、M&A を柔軟に利用すること、この中には更生計画許可以前に M&A の運用を特に強調することを含めます。また、更生の実質を重視しその表面上の形式にこだわらないこと、会社更生の目的に到達するため、利用できる全ての手段を活用すること、および合併契約においていろいろな法的問題について細かく検討すること等があります。これらは中国の会社更生にとって有意義な参考になります。

二、日本の論文についてのコメント

日本の論文のタイトルは中国の同業者にとって新たな問題だと言えます。「仮想通貨と倒産手続」の問題について、中国において関連立法も、具体的な実践も存在しないため、中国の立法と実践に結び付け、コメントすることができません。論文は、日本のビットコイン取引所「MTGOX」という運営主体による 2014 年の破産事件と結合し、仮想通貨の法的特徴から司法実践の判決要旨まで、全面的に紹介し、特にビットコインの買い戻し権およびビ

ビットコイン債権の貨幣化と分配等の問題について深く分析しました。「仮想通貨と倒産手続」における仮想通貨等の問題について、わたくしの研究不足であるため、コメントしづらいですが、取戻権の問題について一定の見解を申し上げます。わたくしは東京地裁の意見に賛成です。財産には財産権利が取戻権を行使できるかを含めますが、重要なところは、その財産が債務者の他の財産と区分できるかどうかです。ビットコインの管理方法のため、各主体のビットコインが取引所の口座の中で完全に混ざっており、買い戻そうとする財産を区分、識別できません。取戻権の行使対象を確認できないがゆえに、権利自体が存在しません。さもないと、債務者の全部の財産を取戻権の範囲に算入するのと等しく、このことは、むしろ、考慮すべき主要素ではないです。二つ目の問題について、わたくしは、ビットコインの行使により債権者に対し実物分配を行うことができるし、もちろん、ビットコインが換価された後に、債権者がビットコイン総額の中での比率によって分配することができると思います。要するに、中国にとって、この問題は新たなものであり、日本等の国の経験を鑑みること、将来の事例対処に取り組むことが必要です。